

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社KADOKAWA			コード	9468
提出日	2025/5/22	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	鵜浦 博夫	社外取締役	○										△					有
2	ジャーマン・ルース マリー	社外取締役	○													○		有
3	杉山 忠昭	社外取締役	○													○		有
4	笹本 裕	社外取締役	○													○		有
5	宇澤 亜弓	社外取締役	○													○		有
6	岡島 悦子	社外取締役	○													○		有
7	草野 耕一	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は過去に、当社の取引先である日本電信電話㈱の代表取締役に就任しておりました。	同氏は、日本電信電話㈱において、国内ビジネス競争力・収益力の強化、海外ビジネスの拡大等に取り組む等、経営トップとして豊富な知見・経験等を有しております。また、当社において取締役会議長及び指名委員会委員長として議論を主導していることから、引き続き当社の監督機能強化へ貢献いただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
2		同氏は、㈱ジャーマン・インターナショナル代表取締役として、グローバル展開、インバウンド事業及び女性の活躍支援等での豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社において報酬委員会委員長として議論を主導し、指名委員としても客観的な視点から有益な提言を行っていることから、引き続き当社の監督機能強化へ貢献いただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
3		同氏は、長年にわたり花王㈱において法務・コンプライアンス部門の責任者を務めるとともに、企業法務の団体である経営法友会において代表幹事を務める等、法務・コンプライアンス領域における豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社において監査委員会委員長として当事業活動への監査活動を推進し、指名委員としても客観的な視点から有益な提言を行っていることから、引き続き当社の監督機能強化へ貢献いただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
4		同氏は、DAZN Japan Investment合同会社の最高経営責任者を務め、また、Twitter Japan㈱の代表取締役並びにTwitter,Inc.,JAPACの副社長としてTwitterの日本及びアジア事業の成長を牽引した他、マイクロソフト㈱常務執行役員として同社オンライン事業の成長に貢献する等、IT・テクノロジー分野をはじめとする様々な分野において経営トップとして豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社において報酬委員として客観的な視点から有益な提言を行っていることから、引き続き当社の監督機能強化へ貢献いただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
5		同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する高い専門性を有し、また、多くの企業において社外役員又は第三者委員会委員を歴任する等、財務・会計をはじめとする豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社において監査委員として客観的な視点から有益な提言を行い、当事業活動への監査活動を推進していることから、引き続き当社の監督機能の強化へ貢献いただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
6		同氏は、㈱プロノバの代表取締役社長を務め、コンサルタントとして、次世代経営者の育成支援や人材開発等に携わり、多くの企業の社外取締役を歴任する等、経営体制強化に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、当社において指名委員として客観的な視点から有益な提言を行っていることから、引き続き、当社の監督機能の強化へ貢献いただくため、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。
7		同氏は、長年にわたり弁護士としてM&A分野及びコーポレート分野における高い功績を残すほか最高裁判所判事を務める等、高い専門性を有しております。また、企業の社外役員を歴任し国内外のロー・スクールで教鞭をとる等、法務・ガバナンス分野にとどまらず国際経験・他業種という面においても豊富な経験と高い見識を有しております。これらの知見を経営に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任しております。当社の一般株主と利益相反を生じる恐れがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

・独立性基準 株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため指定を義務付けている独立役員の候補者であります。なお当社では、独立役員の指定に際し、その独立性の基準として、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加えて当社との取引等において金額等の基準を以下のように定めております。 以下のいずれにも該当しないこと ① 当社グループを取引先とし、当社グループに対する売上高が、当該取引先の直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、当該取引先の連結売上高の2％以上となる者、又はその業務執行者者 ② 当社グループの取引先であり、当該取引先に対する売上高が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において当社連結売上高の2％以上となる者、又はその業務執行者 ③ 当社が多額の借入れ（借入額が直近事業年度末の当社連結総資産額の2％以上）をしている金融機関の業務執行者 ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産として、現在及び過去3年間において、個人の場合、受け取っている金額が年間1,000万円以上、法人の場合、過去3年間の平均報酬額が当該法人の総売上の2％以上を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう） ⑤ 当社グループからの寄付の合計額が、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、年間1,000万円又は当該事業年度における寄付を受けた団体の年間総収入の2％のいずれか大きい額を超える団体の業務執行者 ⑥ 現在及び過去3年間において当社グループの会計監査人であった者（法人であるときは、当社グループの監査業務を担当していた者） ⑦ 当社の総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有している者（法人であるときは、その業務執行者）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。